

生活困窮・孤独孤立対策支援プラットフォームメールマガジン 2025年10月10日発行

【本日の内容】

(1) 【徳島県 保健福祉部 地域共生推進課】

「生活支援ネットワーク緊急応援支援費補助金（後期募集）開始」のお知らせ

※ 本メールマガジンは、「とくしま孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」及び「生活困窮者自立支援プラットフォーム」に参加いただいている団体の方々へBCC送付による一斉送信でお送りしています。

※ 両プラットフォームを合わせて、現在「183団体」の皆様へ、ご参画いただいております。

※ 両プラットフォームの詳細や、これまでのメールマガジン・バックナンバーにつきましては、こちらのURLからご参照ください。

[「https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannokata/kenko/chiiki/fukushi/7244074/」](https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannokata/kenko/chiiki/fukushi/7244074/)

=====

(1) 【徳島県 保健福祉部 地域共生推進課】

「生活支援ネットワーク緊急応援支援費補助金（後期募集）開始」のお知らせ

徳島県では、生活に困窮している方を支援するため、地域に密着して生活困窮者支援、孤独・孤立対策などの支援活動を行っている民間団体に対し、米をはじめとする食材や食事の提供に要する経費について、補助しています。

皆様からの皆様のご意見を受け、後期募集では、品目毎の制限額を撤廃し、上限額の拡充!!対象を広げました。より活用していただき易くなっておりますので、是非ご応募ください!

- 補助上限額
1団体あたり40万円
- 補助対象期間
令和7年11月1日から令和8年2月28日まで
- 補助対象経費
 - ・食材等の購入費
 - ・事務費（消耗品費、燃料費など）
- 補助対象経費の基準額
 - ・食材又は日用品を配布する場合
食材又は日用品の購入費：配布1セットにつき、5000円まで
事務費：食材又は日用品の購入費の10%まで
 - ・食事を提供する場合
提供する食事の食材購入費：1食当たり、100円まで
事務費：提供する食事の食材購入費の10%まで
- 申請書提出期限
令和7年10月31日（金）

詳細は、次のURLをご確認ください。

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannokata/kenko/chiikifukushi/7307364/>

～連絡先～

徳島県保健福祉部地域共生推進課

Mail: chiikikyouseisuishinka@pref.tokushima.lg.jp

TEL : 088-621-2938

=====

★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★

生活困窮・孤独孤立支援プラットフォーム事務局
(徳島県 保健福祉部 地域共生推進課内)

電話 : 088-621-2938

ファクシミリ : 088-621-2913

Email : chiikikyouseisuishinka@pref.tokushima.lg.jp

★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★

お米の配布や食事の提供の事業をする 「民間団体」を募集！補助します。

【補助対象事業】

①食材又は日用品の配布



②食事の提供



※食糧価格高騰による「こども食堂」運営支援金の支給対象者は、①の活動に限ります。

生活困窮者支援、孤独・孤立対策などの支援活動を行っている民間団体を対象に、お米をはじめとする食材の配布や食事の提供に要する経費を補助する事業の公募を開始しますのでお知らせいたします。

(1) 補助対象者

概ね1年以上かつ概ね年6回以上の定期的な活動実績を有する民間団体

※「民間団体」＝ 任意団体、NPO法人、一般社団法人、社会福祉法人、株式会社、障がい福祉サービス・介護サービス事業者などの福祉サービス事業者 など

(2) 補助上限額

1団体あたり40万円

(3) 補助対象期間

令和7年11月1日から令和8年2月28日まで

(4) 応募期間

令和7年10月10日（金）から
令和7年10月31日（金）まで

(5) 応募方法

メール、郵送（特定記録）、持参

(6) その他

詳細な内容については、県のホームページをご覧ください。

■ 応募先およびお問合せはこちら

徳島県 保健福祉部 地域共生推進課 地域共生担当

電話番号：088-621-2938

FAX番号：088-621-2913

メールアドレス：

chiikikyouseisuishinka@pref.tokushima.lg.jp



生活支援ネットワーク緊急支援費補助金

1団体あたり
40万円まで

交付要綱の内容を一部変更しました。
主な変更点は次のとおりです。

前期募集

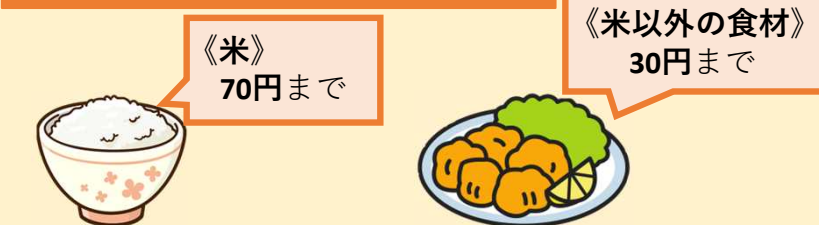
(ア) 食材にかかる費用

食材配付 (1セットあたり2500円まで)



又は

食事提供 (1食あたり100円まで)



(イ) 食材以外で事業にかかる費用

- (例)
- ・食材配付を行う際に使用した車のガソリン代
 - ・小分けの袋代
 - ・食事を作る際に使用したガス代
 - ・チラシの印刷代 など



(ア) の合計額の1割分と
4万円を比較して少ない方の額

後期募集は次のようになります。

後期募集

品目毎の制限額撤廃、上限額の拡充!!

(1) - 1 食材又は日用品の購入費

食材配付 (1セットあたり5000円まで)



又は

(1) - 2 提供する食事の食材購入費

食事提供 (1食あたり100円まで)

提供する食事の食材であれば、何でも対象



(2) 事務費

- (例)
- ・食材等の購入・配布に使用した車のガソリン代
 - ・チラシの印刷代
 - ・小分けの袋代
 - ・食事を作る際に使用したガス代
 - ・食事提供に使用する容器代 など



(ア) の合計額の1割分と
4万円を比較して少ない方の額

(注意1) 消費税及び地方消費税の納税義務がある事業者のうち、簡易課税制度を選択していない者は、「消費税及び地方消費税」は補助対象外となります。

(注意2) その他の変更点等につきましては、「生活支援ネットワーク緊急応援支援費補助金交付要綱」をご確認ください。